



平成 29 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 ラオックス株式会社
代表者名 代表取締役社長 羅 怡 文
(コード番号 8202 東証第 2 部)
問合せ先 経営企画部部長 田野 大地
(TEL 03-6852-8881)

募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 4 月 28 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社取締役、監査役及び従業員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社はこれまで、中期経営計画の達成にコミットすべく、当該中期経営計画の達成を条件とした有償ストック・オプション制度（平成 27 年 6 月 8 日付「募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ」参照）を導入し、当該中期経営計画のうち第一段階である平成 27 年 12 月期の目標値（営業利益 45.5 億円）を達成し、現在に至っております。しかしながら、昨今の当社主要事業に係る外部環境は急激に変化しており、とりわけ、国内リテール事業に大きく影響を及ぼす円高の進行や中国の個人輸入に対する税制改正、ショッピングにおける顧客の嗜好の目まぐるしい変化等による平均購買単価の下落が業績に大きな影響を及ぼす事態となっております。そのため、当社は平成 28 年 12 月期末決算において営業損失を計上するに至っております。しかしながら、訪日外国人の数は増加していることや、多様化する訪日観光客のニーズに対応すべく、当社は新たな販売商品開発に力を入れると同時に、飲食、娯楽及び観光などといったモノ消費に留まらないコト消費分野まで対応できるように、新たな事業に取り組んでまいります。

今回の新株予約権は、このような厳しい経営環境の下で業績達成に対する責任を共有化し、成果に対する報酬を明確化することで、労使を問わず更なる士気発揚を目的として、

当社の取締役、監査役及び幹部社員に対して有償発行するものいたします。

本新株予約権は、「Ⅱ. 新株予約権の発行要項 3. (6) 新株予約権の行使の条件」に定めるとおり、あらかじめ定める業績水準を達成した場合にのみ権利行使を可能とするものであり、新株予約権の対象となる当社の取締役、監査役及び従業員が業績目標に対して当社の業績に対するコミットメントを負う内容となっております。

また、これらの本新株予約権が仮にすべて行使されたとして、当社が新株を発行した場合、最大で、当社の発行決議日現在の発行済株式総数 64,470,086 株に対し約 3.1%の希薄化が生じます。しかしながら、本新株予約権は、あらかじめ定める業績水準の達成が行使条件とされており、また、行使価額は取締役会決議日までの過去 3 か月間の終値平均値に対して 10%、前営業日の株価に対して 26.8%のプレミアムを付加しており、当社の目標とする業績水準と株価を下回った場合には希薄化が生じにくいよう設定することで、既存株主の皆様の利益を損なわないよう設定しております。

したがって、当該業績条件が達成されることは、既存株主の皆様の利益にも貢献できるものと認識しており、本新株予約権の発行による株式の希薄化の規模は合理的な範囲のものと考えております。

Ⅱ. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

20,000 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 2,000,000 株とし、下記 3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、158 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（以下、「赤坂国際会計」という）が算出した結果を参考に、当該金額と同額に決定したものである。また、赤坂国際会計は、本新株予約権の発行を当社取締役会で決議した平成 29 年 4 月 28 日の前営業日の東京証券取引所における当社株価の終値 542 円/株、株価変動性 61%、配当利回り 0.0%、無リスク利子率-0.2%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額 687 円/株、満期までの期間 3.9 年、業績条件）に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって本新株予約権の価値を算出したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

（2）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の発行を当社取締役会で決議した平成29年4月28日の前営業日までの直近3か月間の東京証券取引所における、当社株価の終値平均に110%を乗じた金687円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額＝調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

（3）新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までとする。

（４）増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（５）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（６）新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、平成 30 年 12 月期の監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）の売上高が、90,000 百万円を上回り、かつ営業利益が 20 億円を上回った場合、平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの期間に限り、割り当てられた本新株予約権のうち、50%の権利行使ができるものとする。

② 新株予約権者は、平成 31 年 12 月期の監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）の売上高が 100,000 百万円を上回り、かつ営業利益が 22 億円を上回った場合、平成 32 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの期間に限り、割り当てられた本新株予約権のうち、50%の権利行使ができるものとする。

③ 上記①及び②の決定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高・営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

④ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

⑤ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

⑥ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑦ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

平成 29 年 5 月 31 日

5. 新株予約権の取得に関する事項

（１）当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画

について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

（２）新株予約権者が権利行使をする前に、上記３．（６）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

６．組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（１）交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

（２）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（３）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記３．（１）に準じて決定する。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記３．（２）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記６．（３）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間

上記３．（３）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記３．（３）に定める行使期間の末日までとする。

（６）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記３．（４）に準じて決定する。

（７）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

（８）その他新株予約権の行使の条件

上記３．（６）に準じて決定する。

（９）新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成29年5月31日

9. 申込期日

平成29年5月19日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役及び監査役	11名	15,500個
------------	-----	---------

当社従業員	59名	4,500個
-------	-----	--------

以上